

「でんさいサービス利用規定」 新旧対照表

平成 28 年 3 月 1 日

新	旧
<p style="text-align: center;">でんさいサービス利用規定</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (利用資格) 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること 二 当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること 三 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと(債務者利用の場合)</p> <p>2. 債権者利用限定特約により利用される場合 一 <u>端末を利用しない場合は F A X にて、当金庫からの通知を受領できること</u></p> <p>第 3 条～第 3 5 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">でんさいサービス利用規定</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条 (利用資格) 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること 二 当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること 三 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと(債務者利用の場合)</p> <p>2. 債権者利用限定特約により利用される場合 一 <u>端末を利用できる環境があること</u></p> <p>第 3 条～第 3 5 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

※ 下線部分は変更箇所